

療養費支給申請書 (年 月分) (はり・きゅう用)

被 保 険 者 欄	○被保険者証等の記号番号				○発病又は負傷年月日				○傷病名 (医師の同意を受けた傷病名)			
	年 月 日				年 月 日							
	(フリガナ)				続 柄				○発症又は負傷の原因及びその経過			
	施 術 を 受 け た 者 の 氏 名				男・女				1. 本人 2. 配偶者 3. 子 4. その他 ()			
S・H・R 年 月 日生								○業務上・外、第三者行為の有無				
備 考※1								1. 業務上 2. 第三者行為である 3. その他				

施 術 内 容 欄	初 療 年 月 日		施 術 期 間				実 日 数	請 求 区 分				
	令和 年 月 日		自 年 月 日～至 年 月 日				日	新 規 ・ 継 続				
	傷病名		1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 ()					転 帰				
	初 検 料						円	摘 要				
	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用							※施術管理者以外が施術した場合に記入				
	施 術 料	はり	円 × 回 =				円	施術者氏名 _____				
		きゅう	円 × 回 =				円	施術日 日				
		はり・きゅう併用	円 × 回 =				円					
		電療料	円 × 回 =				円	※往療を必要とした場合に記入				
	1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具											
往 療 料		4 km まで				円 × 回 =	円	往療日 日				
往 療 料		4 km 超				円 × 回 =	円	往療を必要とした理由				
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)						円 × 回 =	円					
費 用 額 計							円					
施術日	通院○	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31										
往療◎	月											
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。				保健所登録区分		1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者住所地					
	令和 年 月 日				所在地							
	はり師免許登録番号 _____				施術所名							
	きゅう師免許登録番号 _____				施術管理者名		☎ 電話					

申 請 欄	上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。			
	令和 年 月 日			
同 意 記 録	同意医師の氏名		住 所	
	同意年月日		傷 病 名	
	令和 年 月 日		要加療期間	

申請にあたっては裏面の注意事項をご確認ください。

※1 個人番号を記入する場合は、備考に記入してください。なお被保険者証の記号番号を記入した場合は、個人番号の記入は不要です。個人番号を記入する場合は、番号確認および身元確認をおこないますので、個人番号カードか個人番号通知カードおよび写真つき身分証明書(保有していない場合は住所氏名が記載された 公的書類を2つ以上)を申請者が健保に直接持参してください。

<記入にあたっての注意事項>

- ・ 申請書は1ヶ月ごとに1枚作成してください。
- ・ **二重線内(「施術内容欄」および「施術証明欄」)は、施術管理者へ記入を依頼してください。**
- ・ 「同意記録」は、同意書の原本を添付する場合、記入の必要はありません。ただし、前月分以前の申請書に同意書の原本を添付し、その同意書に基づく支給可能期間内の場合は、当該同意書に係る内容を「同意記録」に記入してください。

<提出の流れ>

本人 → 事業所 → 健康保険組合 (※任意継続・特例退職の場合は、直接健康保険組合へ提出してください)
※当該申請書を提出の際には、**施術に要した費用の領収書(原本)を必ず添付**してください。

<添付書類>

- ・ 必須
 - 領収書 (原本)
- ・ 該当する場合
 - 医師の同意書 (原本)

施術の際に鍼灸師等へ提出してしまわないようにご注意ください。
施術が複数月にわたって行われる場合、初回以降の申請では医師の同意書に替わり「同意記録」欄への記載が必要となります。医師の同意書についてはお手元にコピー等を残しておくようにしてください。
また、同意書は最大6ヶ月が有効となりますので、期限を過ぎる場合は再度医師の診断のうえ同意書の発行が必要となります。
 - 施術報告書 (写し)

医師の同意書の期限を越えて施術が行われる場合、鍼灸師等から施術報告書が発行される場合があります。
 - 往療状況確認表
往療による施術が行われた場合に必要となります。
 - 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書
症状、経過及び初療の日から1年以上経過して、月16回以上施術が行われている場合に必要となります。